岩手大学大学院連合農学研究科における岩手大学大学院博士課程 研究遂行協力員 推薦基準

第 287 回 (H27.1.9)代議員会承認 第 326 回 (H30.8.1)代議員会承認

岩手大学大学院連合農学研究科代議員会は、岩手大学大学院博士課程研究遂行協力員の申請者の中から、以下の基準に従い優秀と認められる者を推薦する。

- 1)博士課程1年次の申請者については、提出された研究遂行協力員計画書により審査する。
- 2)博士課程2年次の申請者については、1年次に進捗状況報告会で報告していることを申請要件とし、提出された研究遂行協力員計画書により審査する。
- 3)博士課程3年次前期 ¹の申請者については、2回の進捗状況報告会で報告し特別演習 (必修)1単位を取得していることを申請要件とし、提出された研究遂行協力員計画書に より審査する。
- 4)博士課程3年次後期 1の申請者については、前項3)に加えて1回以上の学会報告または学位論文の内容の一部を構成する内容で学術雑誌に投稿していることを申請要件とし、提出された研究遂行協力員計画書により審査する。

ただし、長期履修生にあっては、学会報告または学術雑誌への投稿は長期履修最終年度の後期に申請する場合のみ要件とし、提出された研究遂行協力員計画書により審査する。 この場合、長期履修最終年度の前年度、また長期履修最終年度の前期に申請する場合は、 申請する年度の前年度に進捗状況報告会で報告していることを申請要件する。

- 5)標準修業年限²(3年)を超えて在籍する者(長期履修生にあっては申請在籍期間を超えて在籍する者)については、原則として申請を認めない。
- 6)前項4)および5)で申請要件を満たせなかった者についても、申請者本人の責によらない特別な事情が認められる場合は、主指導教員が作成した文書(研究遂行協力員審査書に記載)の内容を含めて審査し、研究遂行協力員として推薦できるものとする。
- 7)前項4)および6)に該当する申請者は、研究遂行協力員審査書(別紙)を別途提出しなければならない。
 - 1 10月入学者の場合、上記の博士課程3年次前期とは在籍して3年目の10月~3 月、博士課程3年次後期とは在籍して3年目の4月~9月に相当する。
 - 2 休学期間は標準修業年限内に含まない。ただし、平成29年10月以前の入学者の 休学期間は標準修業年限内に含む。
- 1 この基準は平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 この基準は平成30年 4月 1日から施行する。